

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-12-22

コミュニタリアニズムの意義とその限界： マイケル・サンデルの思想の再検討

郭, 瑠

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies / 大学院紀要 = Bulletin of graduate studies

(巻 / Volume)

80

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

22

(発行年 / Year)

2018-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00014571>

コミュニタリアニズムの意義とその限界

—マイケル・サンデルの思想の再検討—

人文科学研究科 哲学専攻
国際日本学インスティテュート
博士後期課程2年 郭 珺

はじめに

20 世紀に入ってから、諸個人の自由を尊重し、封建的共同体の束縛から解放しよう¹とした自由主義の思想が長年に渡り支持されたことにより、平等な競争や自由市場を強調する自由主義的の経済政策が実行されるようになった。経済上の自由主義は政治上の自由主義となり、それは民主主義の基礎にもなった。政治上の公的な倫理基準を求める民主主義は現代市民社会の建設の基礎原理にもなった。高山（1949）が提示したように、自由と平等とは元来両立することが不可能である。しかるに近世の市民社会はこの自由と平等とを直接に結合するところから発足した²。

しかし、1980 年代終わりになり、自由競争による富の格差の拡大は、全世界の豊かな国と貧しい国の両方で重要な問題として浮上してきた。豊かな国はますます豊かになり、貧しい国や地域、とくにアフリカ、ラテンアメリカはますます貧しくなっていた³。経済の二極化はグローバルな規模での移民労働者の移動を促進した。グローバリゼーションの進展は、アフリカやアジア、さらに、東ヨーロッパの大量の移民労働者を先進工業国に流入させ⁴、世界的な人口の移動は、資本や労働力を国境を越えて活発化させ、経済発展をもたらす要因ともなった。また、移民は働き盛りの年齢層が多いため、先進資本主義諸国では高齢化率のペース緩和にも貢献している。しかし、自国民と異なった文化・言語を持つ人々との交流は、文化的・経済的利益だけでなく、時に摩擦を生む。さらに、工業化・都市化は資源や環境の合理的な管理の下に進展したわけではなく、工業化による環境の悪化も日々深刻になっている⁵。

経済のグローバル化による国際的な労働力の移動の活発化に伴う、文化的・民族的多様性に関わる問題は、近い将来、各国においてより顕在化することになるだろう。菊池（2011）は従来の憲法学の視点から、「国家の中立性という名の下で、社会の共通ルールとして多数派の文化や言語が構造的な優位性を持ち、少数派が持つ差異を考慮することなく、『国民』が形成される可能性がある⁶」ことを説いた。その結果として、多文化社

¹ 出典 ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典—自由主義

² 高山岩男『文化類型学』弘文堂 1949年 pp.134—135

³ ケヴィン・フィリップス 『富と貧困の政治学—共和党政権はアメリカをどう変えたか』 吉田利子訳 1992年 p.204

⁴ アメリカ合衆国では毎年、100 万人前後の人々が永住権を取得し、世界全体の移民（約2 億2,100 万人）のおよそ2 割が居住している。カナダは、年間20 万～25 万人の移民（永住権取得者）を受け入れ、2001 年以降は移民が人口増加の主な要因となっている。ヨーロッパでは、イギリスへの移民は1994 年以降、一貫して流入増となっている。特に2004 年以降は年平均24 万人の移民の流入があり、それ以前の10 年と比較して倍増した。ドイツでは、人口は1972 年以降、死亡数が出生数を上回る自然減の状態にある。しかしながら、移民の流入のおかげで継続的な人口減少は免れ、1972 年以降の42 年のうちで人口が減少したのは18 年にとどまる。欧米諸国と比較した場合日本の外国人受け入れ実績は大きく遅れているが、在留外国人は200 万人を数え、そのうち3 割は永住者である。データは「移民問題グローバルレポート」大和総研究（2014）による。

⁵ 安元稔「工業化・都市化と環境破壊：19 世紀イングランド工業都市の疾病と死亡率」『人口学研究』2015年 p.88

⁶ 菊池洋「多文化主義条項を持つ憲法の意義と可能性(1)：カナダ型多文化主義の憲法学的考察『成城法学(80)』2011年 p.104

会の中に、人々の少数他者への無関心の拡大、そして様々な文化的・民族的差異を持っている人々が抱える問題が暴露した。また、市場社会の世界に、人間が相互に助け合わない、協力し合わない世界の姿が重ね合わさり⁷、ホッブスの「自然状態」は「戦争状態」になる⁸。それらの深層の原因を解明するには、政治哲学の思想を考え直す必要があると思われる。

20世紀を通じて、「自由」「個人の権利」「市場の倫理」「平等」といった近代西洋文明が生んだ基本的価値は全世界において広く受け入れられてきた⁹。リベラリズムの思想は近代の国民国家形成の基礎となった。1971年刊行されたジョン・ロールズ¹⁰の著作『正義論』は、リベラリズムの政治哲学を語り、福祉国家の再分配と立憲的なリベラル・デモクラシー、双方の正当化を目指している。そして、このリベラリズムを批判するコミュニタリアニズムが1980年代の前半に誕生した。コミュニタリアニズムは、特定の地域共同体や言語共同体、宗教共同体を個人に先立つ固定的な社会的基盤と捉え、個人のアイデンティティはそうした共同体の基盤に埋め込まれて形成されることを強調し、リベラリズムおよびその系に連なる諸概念、特に個人主義を批判するものとされている¹¹。A・マッキンタイア (Alasdair MacIntyre 1929—)¹²、C・テイラー (Charles Taylor 1931—)¹³、M・ウォルツァー (Michael Walzer, 1935—)¹⁴、M・サンデル (Michael J. Sandel 1953—)¹⁵といった論者がその代表とされる。

これらコミュニタリアンたちの中でもマイケル・サンデルは、とくに現代リベラリズムの最も代表的な論者

⁷ 万田悦生『リベラル・デモクラシーの政治文化—政治社会の理念と現実』2004年 p.13

⁸ 自然状態にあっては人間は自然権をもつ、自由・平等・独立な存在としてあらわれる。17世紀から登場したこの自然状態概念は国家をはじめとする、あらゆる社会関係をいったん解体し、このような個人々から再構成しようとする意図と結びついている。自然状態をどのようなものか考えるかは、人間の自然をどう考えるかと不可分であり、ホッブズはそれを万人の万人に対する戦争状態としてとらえた。(世界大百科事典 第2版の解説に参考)

⁹ 張寿山「共同体主義者サンデルの主張する共通善の先にある社会 —共通善により運営される社会の実例としての儒教倫理と中国社会—」 明治大学教養デザイン研究論集第4号 2013年 p.1.

¹⁰ ジョン・ボードリー・ロールズ (John Bordley Rawls, 1921年2月21日 - 2002年11月24日) は、アメリカ合衆国の哲学者。主に倫理学、政治哲学の分野で功績を残し、リベラリズムと社会契約の再興に大きな影響を与えた。1971年に刊行した『正義論』(A Theory Of Justice) は大きな反響を呼ぶ。

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%B8%E3%83%A7%E3%83%B3%E3%83%BB%E3%83%AD%E3%83%BC%E3%83%AB%E3%82%BA> に参考

¹¹ 松井信之 (2016) http://r-cube.ritsumei.ac.jp/bitstream/10367/7206/3/k_1079_h.pdf (博士論文要旨) p.1

¹² アラスデア・マッキンタイア (Alasdair MacIntyre, 1929年1月12日 -) は、アメリカ合衆国におけるコミュニタリアニズム (共同体主義) の哲学者。徳倫理学の主要な唱道者の一人である。同時代の英語圏の哲学者が論理的、分析的、あるいは科学的な基礎から問題に取り組んだのと対照的に、マッキンタイアは論争が絶えない複雑な倫理学や思想史、実践理性、アリストテレス、トマス・アクィナスの思想の諸問題を巧みに整理してシンプルな叙述形式で提示することから、哲学研究者から一般読者に至るまで広く評価されている。(ja.wikipedia.org/wiki/アラスデア・マッキンタイアに参考)

¹³ チャールズ・テイラー (Charles Margrave Taylor, 1931年11月5日 -) は、カナダの政治哲学者である。テイラーは、この研究書によりヘーゲル研究者として知られるようになるが、一方でマルティン・ハイデッガー、メルロ・ポンティなど現象学系の哲学にも造詣が深く、さらに美学に精通しており、1989年に出版した主著『自我の源泉』では、西欧美術史の知識を発揮して、西欧近代に誕生した「自己」の形成を記述するという大事業を完遂した。(ja.wikipedia.org/wiki/チャールズ・テイラーに参考)

¹⁴ マイケル・ウォルツァー (Michael Walzer, 1935年3月3日 -) は、アメリカ合衆国の政治哲学者。プリンストン高等研究所教授である。正戦論の復活によって、1970年代に正しい戦争の要件やルールを考察した著書『正しい戦争と不正な戦争』(Just and Unjust Wars) が注目されている。

¹⁵ マイケル・サンデル (英: Michael J. Sandel, 1953年3月5日 -) は、アメリカ合衆国の哲学者、政治哲学者、倫理学者。ハーバード大学教授。コミュニタリアニズム (共同体主義) の代表的論者であり、その論述の特徴は共通善を強調する点にある。また共和主義者を名乗ることも増えている。(ja.wikipedia.org/wiki/マイケル・サンデルに参考)

であるジョン・ロールズを一貫して批判の対象にしてきたことで知られる¹⁶。日本では NHK 教育テレビ「ハーバード白熱教室 (2010 年 4 月—6 月) の対話講義によって、マイケル・サンデルを知った人も多くなった¹⁷。サンデルの著書は、さらに日本以外の東アジア諸国でも近年大いに受け入れられており¹⁸、彼の諸主張は、一つの思想潮流を形作るに至った。

しかし、50 年間の論争を通じて、コミュニタリアンは、当初の、リベラリズムの問題を糺すことによって、社会体制の変革を果たすという課題を放棄していったように見える。つまり、コミュニタリアニズムは、リベラリズムの内部での部分的な補修を役割とする思想になり、リベラリズムと共存する道を辿ったように見える。こうして、現代におけるコミュニタリアニズム思想の意義と限界を探ることが、一つの課題となってくる。たとえば、ロールズを批判したサンデルを、さらに批判的に検討することが課題となってくる。

本稿の第 1 章では、サンデルが批判対象とするロールズ思想の主要要素 (1「格差原理」2「原初状態 (original position)」と「無知のヴェール (veil of ignorance)」3「負荷なき自我 (unencumbered self)」と 4「手続き的共和国 (The constitution of the procedural republic)」について概観する。第二章で事例を参照しながらマイケル・サンデルの (1「多層的に位置づけられた自我 (multiply-situated selves)」2「共通善 (common good)」3「コミュニティ」と「自己統治 (self-governance)」および 4 共和制の政治思想を分析する。そして、第三章で上記の諸章の比較分析を踏まえ、現在世界のリアリティを検討しながら、コミュニタリアニズムの「建前」でのリベラリズムへの批判と、「実際」でのリベラリズムとの妥協、すなわちコミュニタリアニズム理論の限界を指摘する。

第一章 ロールズ『正義論』の基本的構図

サンデルのコミュニタリアニズムの政治理論の考察に入る前に、サンデルの視点を借りつつ、ロールズの正義論の基本的な考え方について簡単に説明しておきたい。

1. 1 ジョン・ロールズの『正義論』について

1950 年代半ばの平等を求めるアフリカ系米国人の闘争という公民権運動をきっかけに、1960 年代から 70 年代初頭にかけて、女性解放運動、キューバ危機、黒人解放運動、ベトナム反戦まで続いていた。真の「正義」を追い求めることは当時の政治哲学の中心であった。1971 年ハーバード大学出版局 (Harvard University Press) からジョン・ロールズ (John Rawls, 1921 年—2002 年) の A Theory of Justice (邦題『正義論』) が刊行された。この本は、現代政治哲学の分野で、大きな影響を及ぼした。ロールズ政治哲学の中心概念である「自由」と「平等」の基礎を示した (第一原理)。また、かれは現実の社会では不可避の格差が正当化する要件を提示した (第二原理)。このような正義の原理を考案する方法を、公正としての正義と定義する¹⁹。

ロールズが著書の冒頭に述べているように、

正義は、社会制度の第一の徳目であって、これは真理が思想体系の第一の徳目であるのと同様である。たとえ理論が優美で無駄がなくとも、真理でなければ、その理論は斥けられるか改められるかしなければならない。同様に、法と制度は、正義にもとるならば、どんなに効率的で整然としていても、改正されるか廃止されるかしなければならない。各人には皆正義に根ざす不可侵性があり、社会全体の福祉でさえこれを侵すことはできない。このために、ある人々の自由 (freedom) の喪失が、他の人々に今まで以上の善 (good)

¹⁶ 山本啓「ロールズの正義論とコミュニタリアンの批判 (上) —『負荷のない自己』と格差原理を巡って—」『法学論集 68』2011 年に参考

¹⁷ 小林正弥『コミュニタリアニズムの世界』勁草書房 2013 年 p. 3

¹⁸ サンデルが中国の清華大学で公演を行ったり、彼の講義の書籍版も韓国では 60 万部以上のベストセラーになった。(谷口功一 (2011: 2) のデータによる)

¹⁹ [https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%AD%A3%E7%BE%A9%E8%AB%96_\(%E3%83%AD%E3%83%BC%E3%83%AB%E3%82%BA\)](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%AD%A3%E7%BE%A9%E8%AB%96_(%E3%83%AD%E3%83%BC%E3%83%AB%E3%82%BA)) に参考 (2017/5/19 アクセス)

を分け与えることを理由に、正しいとされることを、正義は認めない。少数に強いられた犠牲が、多数に享受される以前より多くの有利性 (advantage) の合計によって償いをうけるということを、正義は許さない²⁰。

『正義論』は、ロックの「自然状態 (state of nature)」と「原初状態 (original position)」を再構成し、そこでは人々が「無知のヴェール (the veil of ignorance)」で覆われた。こうした状態で、「人々が社会の基本財の配分を構想すると、誰でも自分が不利な立場になった場合にリスクを最小化するような合理的戦略を選択するはず²¹」である。これは当時の英米社会の大勢であった功利主義的社会制度への挑戦であり、アングロサクソン圏の政治哲学・道徳哲学に大きな影響を与えた²²。

そこで、ロールズの『正義論』におけるリベラリズムの幾つかの重要概念を考察してみよう。

1. 2 格差原理 (the Difference Principle)

『正義論』に展開される正義の理論の理解するために、リベラリズムは格差の存在または国家による富の再配分を肯定するという点を確認する必要がある。

ロールズによれば、「一定の個人間での財貨のストックのある分配は、別の人を不利にさせることなしに、これらに個人のうちのすくなくとも一人の環境を改善するような財の再分配が存在しないならば、効率的である。……原初状態にある当事者は、経済的、社会的取り決めの効率性を判定するためにこの原理を受け入れる²³」ことである。

従って、分配する際には、平等原理と格差原理という二つの原理に従うべきである。これを「正義の二原理」という。第一原理は「平等たる基本的自由の原理」であり、これは近代憲法における自由権と基本的に共通している。そして、第二原理はさらに二つからなり、このうちの一つは「基本構造における許容できる不平等から各人は便宜をうけると主張する²⁴」格差原理²⁵である。「格差原理」についてのロールズの検討は以下の通りである。

二原理の自由主義的解釈は、それは、社会的偶然性や自然の運が分配上の取り分けに与える影響を緩和しようとしている。この目的を達成するには、社会システムに、より一層の基本構造に関する条件を課す必要がある。……財産や富の過剰蓄積を防止したり、全ての人に対する教育の平等な機会を維持したりすることの重要性を思い起こすことは価値あることであろうが、この枠組みの諸要素は、十分によく知られている。教養的知識や技能を修得する機会、人の階級上の地位に依存すべきではない。²⁶

不平等を解決する道具として、ロールズは「格差原理」を提示する。「格差原理」は、利益の分配について一定の平等主義を課すことで、単に総量だけではなく平等な分配が望ましいという立場を導く²⁷。その思想は人々の利益が不均衡でも、その合計が大きいという最多数の最大幸福を実現できればよいと判断する功利主義を超越した。

「格差原理」はある程度の格差は許容されるゆえに、格差にもたらす不平等・不公正を是正することが要請することになった。例えば、豊かな人に課税して貧しい人に与えるという福祉政策、再分配政策、累進課税²⁸な

²⁰ ジョン・ロールズ『正義論』紀伊國屋書店 1979年 pp.1—3に参考

²¹ 小林正弥「コメント『公共哲学の観点から』」『コミュニタリアニズムの可能性—千葉大学公共研究』2009年 p.140.

²² 宮内寿子「ロールズ『正義論』における自由の優先順位」『筑波学院大学紀要第4集』2009年 p.160

²³ 前掲書 ロールズ p.54

²⁴ 前掲書 ロールズ pp.50—51

²⁵ 第二原理のもう一つは「機会均等原理」である。詳細の説明は本論で割愛する。

²⁶ 前掲書 ロールズ p.52

²⁷ http://archive.kyotogakuen.ac.jp/~o_human/pdf/association/p2007_02.pdfに参考 (2017/4/22 アクセス)

²⁸ 富豪に高い税率で課税し、その金で非課税の貧しい人を援助することである。国を支えるには、その構成員が費用を分担

どがある。その意味で、彼の正義とは、「手続き的 (procedual) 公平性としての正義²⁹⁾」なのである。

1. 3 「原初状態 (original position)」と「無知のヴェール (veil of ignorance)」

「格差原理」を承認した上で、分配に関する手続き的公平性をどのように理論的に実現するのが問題となるが、それについて、この実現の概念的道具は、それぞれ「原初状態」と「無知のヴェール」と呼ばれる。まず、「原初状態」についてロールズは以下のように主張した。

公正としての正義は、コミュニティの価値の中心となる位置を占めていて、このことが、どのようにして生じるかという点については、カント的解釈に依存している。……われわれは、社会の価値を、つまり、制度、コミュニティおよび連合体的活動の本質的善を、その理論的基礎において個人主義的である正義の概念によって説明したいというのが、基本的な概念である。……社会は、互いに関係し合っている構成員の生活と区別され、それに優越する、自らの生活をもつ有機的全体であるとは想定したくない。かくし、原初状態という契約論的概念が最初に樹立される。³⁰⁾

ロールズはカント的解釈に基づいて「自分の行為の諸原理が、自由で平等な合理的存在としての自分の本性の最も適切で可能な表現として、自らの手で選択される時、人は自律的に行為しているとカントは考えていた。『無知のヴェール』は、『原初状態』にある人から、他律的な原理の選択を可能にするような知識を剥奪する。当事者は、正義の諸原理を必要ならしめる環境が支配しているということしか知らない自由で平等な合理的人間として、一緒に自分たちの選択に至る、³¹⁾」と提示した。言い換えれば、原初状態とは、自分たちのアイデンティティの元となる情報に関する知識を持たない状態のことである。つまり、原初状態の下に、自分たちの社会的階級、能力、年齢、性別、宗教的信条などの知識をすべて奪われた状態のことである。つまり、「無知のヴェール」により、合意を取り交わす当事者たちの知識は同一範囲に限られ、正義の原理について同一の判断に至り、全員一致の合意が達成することを可能にする (Hatena blog (<http://yagian.hatenablog.com>) に参考)。そうすると、公正・公平に基づいた規則 (正義の原理) を選択することが最も合理的になる。

しかし、リベラリズムの進展に伴って登場したケインズ主義³²⁾的な財政政策が定着し、それが人々に自ら「共同体をコントロールする能力と実感」を喪失せしめたことが批判的に響いた³³⁾。つまり、「共同体」が消失し、社会責任感を持つ「市民・公民」が、政治に無関心な「消費者・個人」へと変化してしまったのである。

1. 4 「公正としての正義」と「善に対する正の優位」

本節では、「正と善との関係について」考察しよう。

田中 (1974) は「ジョン・ロールズの「公正としての正義」論」に述べたように、現代社会の著しい特徴の一つが、世界観・価値観の多元化に伴って人びとの道徳意識が動揺・分裂し、あらゆる既存の社会制度の道徳的基礎も多元化されているということである。その「善の多元性」が構想されたことが、ロールズの「正」と

しなければならぬ。高齢化や産業構造の急変といった社会的リスクの普遍性が問題視されるべきである。上下の格差よりも、リスクの横の広がりこそ問題であるといえる。アメリカン・リベラルが、生活保護や失業手当の擁護を意味するならば、格差原理で十分だといえる。「格差原理 (difference principle) の全容解明」堀 巖雄 『社会学論集 Vol. 3 2』p.43 に参照

²⁹⁾ 楊の表現に参照 楊寛 博士論文「ジョン・ロールズ正義論」

³⁰⁾ 前掲書 ロールズ p.207

³¹⁾ 前掲書 ロールズ p.194

³²⁾ 自由放任主義の経済にかわって政府による経済への積極的介入を主張した。この政策下においては、「総需要の管理には関わるものの個人の消費行動には介入しない」形でのリベラルな「中立国家」のもと、共同体の「自己統治」を可能にする「市民性」の陶冶は等閑視されることとなった。

³³⁾ 谷口功一「サンデル現象からの〈共同体〉論・再考」『特集・正義論への招待』2011年 p.33

「正義」に関する思想の源泉と言える。

ロールズは「善の多元性」についてこう述べている。

自分たちの善についての個々人の概念が大きく異なることは善たる事であるが、正の概念に対しては、それはあてはまらない、ということである。秩序ある社会では、市民は同じ正の諸原理を持つ。そこで彼らは特定の事例において同じ判断に達しようとする。³⁴

平凡社の『哲学事典』によれば、公正とは「人格の待遇や福利の配当において、かたらないで公平正当なこと」である。ロールズによると、正しい社会とは、その社会の住人や市民がそれぞれ自分自身の価値や目的を追求することができる一定の枠組みと構造を供給するよう求められている。従って、善の観念を問題にすることなく、あらゆる善の観念から中立的な原理を構想することである。ロールズによれば、『公正としての正義』では、正の概念が善の概念に優先するということによって、このことを表明できる。³⁵

サンデルによれば、このような立場は、「善に対する正を優先する」というスローガンに要約されるという。「善に対する正の優先」を最初に言ったのはソクラテスであり、「正に対する善の優先」を最初に言ったのはアリストテレスだという³⁶。サンデルは『これから「正義」の話をしよう』の第10章で正義に対する三つの考え方を探っていった。第一の考え方は功利主義の考え方——「正義は効用や福祉を最大化すること——最大多数の最大幸福³⁷」である。第二の考え方は、リベラリズム（平等主義的）の考え方——「正義は選択の自由の尊重を意味する——自由市場で人々が行うはずの仮説の選択³⁸」である。第三の考え方は、コミュニタリアニズムの考え方——「正義には美德を涵養することと共通善について論理的に考えることが含まれる³⁹」ことである。

サンデルによれば、功利主義の善とリベラリズムの善の共通の問題点としては「人間のあらゆる善をたった一つの統一した価値基準に当てはめ、平らにならして、個々の質的な違いを考慮しない⁴⁰」ことである。サンデルはこのようなリベラリズムの「正」と「正義」について以下のように述べている。

所得、権利、機会などの分配の仕方を、それ一つですべて正当化できるような原理あるいは手続きを、つい探したくなるものだ。そのような原理を発見できれば、善き生をめぐる議論で必ず生じる混乱や争いを避けられるだろう。……だが、正義の問題は、名誉や美德、誇りや承認について対立するさまざまな概念と密接に関係している。正義は、ものごとを分配する正しい方法にかかわるだけではない。物事を評価する正しい方法にもかかわるのだ。（サンデル『これからの「正義」の話をしよう』pp.407—408）

実は、サンデルに従えば、善に対する正の優先を説くリベラリズムは、哲学的基盤をカントに負うもの⁴¹で

³⁴ 前掲書 ロールズ p.24

³⁵ 前掲書 ロールズ p.23

³⁶ 児玉聡「功利主義批判としての「善に対する正の優先」の検討」に参考。児玉によると、行為の正不正を考慮すべきだとソクラテスが考えたのに対し、アリストテレスは幸福を最善のものと考え、道徳的行為は幸福をもたらすために価値があると考えた。

³⁷ 前掲書 サンデル p.406

³⁸ 前掲書 サンデル p.406

³⁹ 前掲書 サンデル p.406

⁴⁰ 前掲書 サンデル pp.406—407 参照

⁴¹ ロールズの契約論におけるカントとの関連性

ロールズ自身、正義の二原理を生み出す構想である「公正としての正義」は、カント的に解釈できるとしている。原初状態における契約当事者たちは、無知のヴェールに覆われることで、「自由かつ平等な理性的存在者としての自然本性」をあらわし、客観的・普遍的立場から、定言命法を適用したのと同様に行為するのである。（ロールズの社会契約論の構造

ある。サンデルはこうしたリベラリズムの核心を次のように述べている。

カントにとって、正義の環境とは、正義を必要とする人間社会の条件において成立するのではなく、むしろ、正義や一般に道徳性を可能にする、人間社会を度外視した理想の領域において成立する⁴²。

さらに、サンデルの著作『リベラリズムと正義の限界』の序章で、『正義論』におけるロールズに代表される「正」と「正義」の概念を「善に対する正の優位」として定義し、その「善に対する正の優位」を「義務論的自由主義」と呼び、義務論的自由主義が主張する正義の優位には、道徳的意味と基礎付けの意味の二つ⁴³があるという。

1. 5 「手続き的共和国」

サンデルは、このように、「善に対する正の優位」を承認し、「無知のヴェール」に覆われる「負荷なき自我」を基礎とするリベラリズムによって建設される国家を「手続き的共和国」と読んでいる。サンデルは手続き的共和国は現代のリベラルと呼ばれる中立的な国家全般を指している。

現代リベラリズムの観点からすると、人格形成の企ての棄却は、アメリカの理念を収縮ではなくむしろ修正であり、それもリベラリズム的な自由な観念を支持するような修正である。……リベラル派は「政府に市民の性格を形作る役割を与えることは、圧政への道を開き、自らのために自らの目的を選択することができる自由で独立した自己としての人格を尊重することである」として異論を唱える⁴⁴。

このリベラリズムについて、それは人格形成に対して社会が果たすべき役割を無視しているために、哲学的に失敗しているとサンデルは主張する。それは、個人の権利を最優先にする（個人的選択を行う領域を大いに広げる）一方で、それを強大な権力（政府機能の拡大）を有する中央政府によって保障するという矛盾した国家でもある、ということになる⁴⁵。杉田（2011）の分析によれば、「20世紀を通じて、企業の勃興につれてコミュニティは失われ、ニュー・ディール以後に、「手続き的共和国」の優位は確立して行く。1920年代から30年代にかけて、独占企業に反対する反トラスト運動や、チェーンストアがコミュニティを破壊すると見なす反チェーンストア運動が展開したことなど、共和主義にとって心強い動きもあった⁴⁶が」、第二次大戦（50年代から）を分水嶺として、「1970年代から1980年代にかけて非常に明白になった、自己統治から自己表現への変化⁴⁷」が現れ、自由競争にもたらす経済成長を実現するために、政府が重じるのは個人の選択であるとされることに至った。杉田（2011）はまた、「アメリカにおける共和主義の敗北についての以上のようなサンデ

Author(s) 塩野谷、祐一 一橋大学研究年報. 人文科学研究, 21: 125-218 に参考)

⁴² マイケル・サンデル『リベラリズムと正義の限界』（菊池理夫訳）勁草書房 2008年 p.41.

⁴³ 道徳的意味とは、正義の考慮が一般的福祉やその他の考慮に優先するということである。しかし、サンデルによれば、これは J.S. ミルの功利主義に基づく自由主義でも認めうる。もう一つの基礎付けの意味は、正義が道徳的に優先される理由にかかわるもので、ここで正と善の関係が再び顔を出す。正の概念は善の概念に依存するとする功利主義と異なり、義務論的自由主義においては、「正義の原理は、いかなる特定の善のヴィジョンにも依存しないように、正当化される」。つまり、義務論的自由主義とミルのような功利主義的自由主義は、正義の（道徳的）優位を正当化するための理論的構造が異なる。この説明は、児玉（2013）によるものである。（出典：「功利主義批判としての「善に対する正の優先」の検討」『社会科学研究 64 (2)』 p.56)

⁴⁴ 前掲書 サンデル『民主制の不満・下』 p.184

⁴⁵ 前掲書 サンデル『民主制の不満・下』 p.185 に参考

⁴⁶ 杉田敦 「書評 「手続き的共和国」は乗り越えられるか---M.J.サンデル著『民主政の不満』をめぐって」 『公共選択の研究 (56)』 2011年 勁草書房 p.68

⁴⁷ 前掲書 サンデル p.99

ルの説明は、いわば法人資本主義の発達と関連づけられている。基本的には社会経済構造の変化が『手続き的共和国』をもたらしたという流れになっている⁴⁸。」と結論を帰結した。

政府による中立性からもたらされる平等とは、一人一人の人間が法的権利と義務の関係において等しく扱われなければならないという観念である。このような社会平等の考え方が今日の社会においては主要である。しかし、こうした「平等」には多くの私欲が満ちている。人々は法律に違反さえしなければ、自分の「平等」の利益を追求するため、争いに陥る。他方で、「自由」は人間生活の目的としての意味が曖昧である。なぜなら、これは「悪を働く」自由にもなるし、「善を行う」自由にもなる。リベラリズムの地球規模での展開は、企業と個人が利益を最大化する一連の行為のために、失業問題や構造的貧困や環境問題など様々な弊害・社会問題が生じさせ、過度な自由が道徳を崩壊させるようになった。

こういう社会状況への批判の過程で、政治的に言えばコミュニタリアニズムが登場する。コミュニタリアニズムは、現代の社会思想の見取り図において、ジョン・ロールズの『正義論』が提唱するリベラリズムに対抗する思想の一つである。

第2章 コミュニタリアン マイケル・サンデルからの批判

2.1 ローラズとコミュニタリアン

1971年にジョン・ロールズ (John Rawls) の『正義論』(A Theory of Justice) が刊行された後、1982年にサンデルは『リベラリズムと正義の限界』という著書で、初めて「共同体主義者」(communitarian) という名称を使用し、過去に活躍した古典の哲学者たちをも、この「コミュニタリアン」の名の下に統合した⁴⁹。1980年代から90年代にかけて、英米の政治哲学分野では、現代リベラリズムとコミュニタリアニズムとの間に論争が起きた。

前章で論じたように、リベラリズムは、価値の選択を個人の判断にゆだね、公正としての正義 (right) の根拠を諸個人の自由な合意に求めた⁵⁰。現代のリベラリズムには、個人の自律や自己決定権、選択の自由を重視する自由主義の側面と、差別の是正や社会民主主義的な再分配、「家族・地域・民族・階級など多様な共同体が解体されることを肯定し、均質的・無機的・中立的な個人を普遍的前提とみなし体系を構築する⁵¹」手続き的共和国を追求する側面が存在している。

しかし、これらのリベラリズムの思想に対して、問題点と限界が指摘され、こうしたリベラリズムに疑問を呈することで、コミュニタリアニズムが登場した。例えば、マッキンタイアは「個人の権利は具体的な社会制度と実践を基礎にして成立する特殊歴史的で文化的な観念であるとして、人間の普遍的属性に基づく自然法的人権なるものはフィクションである⁵²」と論じた。そしてテイラーは、他者との会話、つまり言語によって人間の「論理的な性格」をつくることをいい、リベラリズムの「社会から遊離した個人」を告発した。サンデルは、リベラリズムはアイデンティティの根拠は自分自身でなく、具体的な社会的基盤を欠いた「負荷なき自我」から出発すると反論する。

ロールズに対するサンデルによる批判の具体的内容やサンデルの主張を次節で取り上げる。

2.2 サンデルの著作『民主制の不満 上・下』の分析

2.2.1 「負荷なき自我 (unencumbered self)」と「多層的に位置づけられた自我 (multiply-situated selves)」

ここではサンデルの著作『民主制の不満 (上・下)』に触れながら、ロールズの「負荷なき自我 (unencumbered self)」と「手続き的共和国 (the procedural republic)」の批判を見ていく。

⁴⁸ 杉田敦「『手続き的共和国』は乗り越えられるか：M. J. サンデル著『民主政の不満』をめぐって」『公共選択の研究 第56号』2011年

⁴⁹ 楊に参照 前掲論文第4章

⁵⁰ 小林 (2009) 前掲書 p.142.

⁵¹ 小林 (2009) 前掲書 p.141.

⁵² 小林 (2009) 前掲書 p.141.

この著作においては、サンデルはアメリカの建国、および法律と政治政策の変遷歴史を描写することを通じて、ロールズによる中立の枠組みこそ現代における社会の多様性を寛容の立場で容れる方策であり、その方策は各個人の選択の自由を保障することで達成できると提起した（一ノ瀬（2013）P.181）。しかし、サンデルはこれに異を唱え、道徳主義の立場からの批判を展開した。

古代の考えと異なり、リベラルな政治理論は政治的生活を、人間の至高の目的や市民の道徳的卓越性に関わりのないものとみなす。リベラルな政治理論は、善き生についての特定の考え方を推進するよりむしろ、寛容、公正な手続き及び個人的権利の尊重を強調する。……もしリベラルな諸理想が、人間の最高善の名の下に擁護できないのであれば、それらの道徳的基礎は何に存在するか⁵³。

自我は他者との関係や相互の承認とは無関係に、社会に何ら責任や義務を負うことなく、自分の権利だけを持つものとされる。こうした近代的自己を、テイラーは「遊離せる自己（the disengaged self）」と呼び、サンデルは「負荷なき自己（unencumbered self）」と呼ぶ。そのような自我を、サンデルは次の様に評価した。

負荷なき自我という像は、大変魅力的だが、欠陥がある。そのような自己像では、私たちの道徳的経緯を理解することができない。なぜなら、それでは、私たちが一般承認し、重視さえしているあるいは道徳的・政治的責務、宗教的義務、そして自分自身の選択とは関係のない理由によって私たちを拘束するところのその他の道徳的絆といったものがある⁵⁴。

サンデルによると、人種、宗教、民族、そして、ジェンダーといった属性や考え方と無関係に想定される自己観では「人々は正義として普遍的に認められる規範や、自発的に選んだ規範にしか従う必要がなくなるため、人々の間に連帯や共同性を作り上げて、様々な公共的な責務を人々に引き受けさせることができなくなってしまふ⁵⁵」。サンデルは、リベラルと異なり、道徳的ないし宗教的価値について積極的に論じている。サンデルは1984年の論文「The Procedural Republic and the Unencumbered Self」でもこう述べている。

ある種の性格を私の目的や欲望などとして決定することは、つねに私が目的や欲望などの背後に、一定の距離において、存在し、そしてこのような私のあり様は私の目的や特性に先立って、与えられているということをはのめかしている⁵⁶。

したがって、サンデルは「負荷なき自我」は自らの選択以前に存在する道徳的絆によって結ばれたコミュニティが自我に与える影響を否定する⁵⁷。彼にとってこのような共同体こそ、自我のアイデンティティーを形成するものであり、また先祖代々によって与えられた価値の秩序を伝えていくものでもある。この点について、サンデルはコミュニタリアンのマッキンタイアの思想を受け継いだと言えよう。マッキンタイアは、人間を「物語る存在」として、本来的に自己解釈的で物語的（narrative）な存在であるという。マッキンタイアによれば、人間は自らの意識の中で、過去、現在、未来を統一する。たとえば、サンデルは第二次世界大戦をめぐる謝罪に関する政治問題を取り上げた。ドイツは大虐殺の賠償金として、何十億ドルも生存者とイスラエル政府に払ってきたことを例として取り上げた。

『民主制の不満・下』の最終章「公共哲学を求めて」の一節で、サンデルは郊外開発や経済的不平等の拡大

⁵³ マイケル・サンデル『民主制の不満—公共哲学を求めるアメリカ（上）手続き的共和国の憲法』、金原 恭子、小林 正弥 訳 p.7

⁵⁴ 前掲書 サンデル p.14

⁵⁵ 前掲書 サンデル p.154 （小林の要約を参考）

⁵⁶ Michel J. Sandel, “The Procedural Republic and the Unencumbered Self,” *Political Theory*, Vol.12, No.1, 1984, p.86

⁵⁷ <https://shosdpg.wordpress.com/author/shosdpg/page>

といった現代アメリカの社会問題に則して共和主義の再生について論じている⁵⁸。そしてサンデルはこの章の最後の方で、境界や帰属を超えた世界に人々をいざなうグローバル化という現象に触れて、今日の市民は「多重に位置づけられた自己」であると特徴づける。

多様な存在しているコミュニティには、基礎的血縁を元としての「家族」、自発的に形成する「社団」「団体」、そして想像な共同体としての「ネイション」にまで至る、さまざまな種類がある。つまり、共通善は、一定の負荷をすでに負った自我においてこそあると指摘している⁵⁹。さらに、これらの自我の概念について、橋本(2014)は「基礎集団に所属する自我は「位置づけられた自我」であると同時に、自らを『多重に位置づけた自我』でもあり、『位置を変更する自我』でもありうる。コミュニタリアニズムは基礎的な論理性の源泉として、すでに『多重に位置づける自我』や『位置を変更する自我』を要請しているはずである⁶⁰」と述べた。

サンデル自身が強調するのは、「手続き的共和国」でコミュニティが失われ、集団への帰属意識が持てなくなる中で、人々の間に不満が鬱積しているという点であり、また現状不満があるからといって、新たな世界が生まれる保障はないという点である⁶¹。しかし、共同体の復活はそもそも可能なのか、そして可能であるとしても望ましいことなのかという懸念は残されたままである。

2. 2. 2 「善に対する正の優位」と「共通善 (common good)」

著作『リベラリズムと正義の限界』の序章で、サンデルは『正義論』におけるロールズの「正」と「正義」の概念を「善に対する正の優位」として定義し、その「善に対する正の優位」を「義務論的自由主義」と呼び、義務論的自由主義が主張する正義の優位には、道徳的意味と基礎付けの意味の二つ⁶²があると論じる。

「正が善に優先する」とみるリベラリズムによれば、正義、公平という観念に最高の価値がある。サンデルはこのような「何ものを背負うことのない自我⁶³」というリベラリズムの想定を批判した。彼によれば、私達は自己を家族や共同体や国家や民族の一員として認識する。そうした集団に対する忠誠、愛着は、人間を確定するうえで大きな役割を演じていたのである。

サンデルはロールズにおける「正の善に対する優位」を批判する。

多元的社会の市民は、道徳と宗教に関して意見が一致しないものだ。これまで論じてきたように、行政府がそうした不一致について中立性を保つのは不可能だとしても、それでもなお、相互的尊重に基づいた政治を行うことは可能だろうか。……われわれは、同胞が共同生活に持ち込む道徳的・宗教的信念を避けるのではなく、もっと直接的にそれらに注意を向けるべきだ。……道徳に関与する政治は、回避する政治よりも希望に満ちた理想であるだけではない。正義にかなう社会の実現をより確実にする基盤でもある⁶⁴。

サンデルは、人間はリベラリズムが主張するように独自の存在ではなく、国家・社会の中に生きる存在であるという。サンデルは、コミュニティの共通善を重視する。サンデルによれば、その共通善、すなわち善き共

⁵⁸ たとえば地域住民はウォルマートのような巨大小売店の出店に反対して運動し、町の商店街を再生させるべきだという。

⁵⁹ サンデルによれば「家族やコミュニティや国家など、さまざまな具体的状況を負っている」ことである。

⁶⁰ 橋本努「コミュニタリアニズムのために 概念の再規定」『関連社会科学 (24)』 2014年 p.127

⁶¹ 前掲論文 杉田 p.68

⁶² 道徳的意味とは、正義の考慮が一般的福祉やその他の考慮に優先するということである。しかし、サンデルによれば、これは J.S. ミルの功利主義に基づく自由主義でも認めうる。もう一つの基礎付けの意味は、正義が道徳的に優先される理由にかかわるもので、ここで正と善の関係が再び顔を出す。正の概念は善の概念に依存するとする功利主義と異なり、義務論的自由主義においては、「正義の原理は、いかなる特定の善のヴィジョンにも依存しないように、正当化される」。つまり、義務論的自由主義とミルのような功利主義的自由主義は、正義の(道徳的)優位を正当化するための理論的構造が違うということである。(注 43 に参考)

⁶³ 以下の「負荷なき自我」

⁶⁴ 前掲書 サンデル pp.417-418

団体のあり方について、必ず全ての人が合意し、単一の共通善が見出されるものではないという。また、共同体は独立に形成される個人の善への不干渉を反対している。

司法が中立性を追求した結果として生じる不都合の例として、杉田（2011）は「個人の言論の自由をやみくもに保障するのではなく、女性という集団や、ユダヤ人という集団に固有の権利を認め、集団的権利保障を確立しなければ、弱者の権利は守られないとする。また、リベラリズムの影響の下に、妊娠中絶などについての個人の選択が、プライバシーとして保護の対象となり、野放しにされてきた⁶⁵」と具体例を取りあげた。

その他、マッキンタイアによれば、私の人生の物語は常に、私の同一性の源である諸共同体の物語の中に埋め込まれている。人間は過去を伴って生まれたのである。リベラルの流儀でもって私自身をその過去から切り離そうとすることは、私の現在の諸関係を不具にすることである。人間の本性は、名誉・金銭のような「外的な善」ではなく、「コミュニティ全体にとっての善（内的な善）」を追求することであるという。その「善」を実現するため、福祉が実行されていると主張した⁶⁶。そして、テイラーは「承認」（recognise）の問題を取り上げた⁶⁷。「承認」の概念は「親密圏」および「公共圏」という二つの領域に成立しているという。まず、親密圏における「重要な他者」として、テイラーは「両親」を挙げている⁶⁸。次に、テイラーの議論においては、言語共同体（ケベック）と国家（カナダ）との間に多様性をもった「公共圏」を作るべきであるとする。テイラーのは「親密圏」と「公共圏」という論点はマッキンタイアの「内的の善」と「外的の善」と対応できるだろう。マッキンタイアとテイラーは、人間は物語を通じて自分と自分が暮らす共同体について解釈し、自分を位置づけられたものとして捉える存在であるという。しかし、共同体に関する「解釈」の不一致は、ときには対立をもたらすこともある。こうした「物語」に基づいて自分の属する共同体に連帯責任を果たすことを求めたり、他人の属する共同体に連帯責任を果たすよう強要したりするといったことも起こりうる⁶⁹。このような事態に対して、「法の支配」の概念は不可欠な前提になる。つまり、彼らによれば、異なるコミュニティの対立と紛争が起こり、解決策を探求する際には、最終的には、法律に頼らなければならないと言う。ただそうすれば、リベラリズムと方途が違って行き着く所が同じとなると言えるだろう。

一方、サンデルは、共和制的な政治を実行するために、ローカルの小共同体を評価しつつ、「公民的生活基盤の再構築」や「相互的尊重に基づいた政治を行なうこと」の政策を重視している。彼はわれわれの同胞が公共生活に持ち込む道徳的・宗教的信念を避けるのではなく、もっと直接的にそれらに注意を向けるべきである⁷⁰と説く。それはサンデルの独自の観点と言えよう。こうして、サンデルのコミュニタリアニズムも他のコミュニタリアニズムと大きな差はないものの形而上学的論理を超え、それを「共通善に基づく政治」や「共通善の政策科学」として政策化した点に、特徴を指摘し得よう。しかし、このような私的善の総合としての集合的・

⁶⁵ 前掲論文 杉田 p.67

⁶⁶ その「外的な善」と「内的な善」について、マッキンタイアはこう述べている。「私たちは今や、「内的な善」と「外的な善」の間の重要な違いに注目できる。「外的な善」と呼んだものに特徴的なことは、それが達成されたときには常にある個人の財産、所有物になることである。…外的な善の特徴は、競争の対象となることであり、そこには勝者もいれば必ず敗者もいるのである。内的な諸善とは、実際、卓越しようとする競争の結果であるが、その諸善に特徴的なことは、それらの達成がその実践に参加する共同体の全体にとっての善であるという点である（マッキンタイア1993：234）。

マッキンタイアによると、政府及び「法律」は、「人間にとっての善き正」については「中立」である。法の遵守（「外的な善」の保証）を促進することは政府の仕事であるにしても、自由主義の見解では、道徳的見方（内的な善）を教え込むことは、政府の正当な機能には決して含まれていないのである。

⁶⁷ 人間はひとりで会話するのではなく、絶えず対話の相手を必要とする。人と議論しながら、他人から認められるということが「承認」である。人間は他者との関係を構築しなければならないゆえに、互いの承認は不可欠である。

⁶⁸ テイラーの言語共同体論も、両親を初めとする「重要な他者」と会話を行う「親密圏」と関連していることになる。テイラーが重視するのは共同体の「存続」であり、明戸（2009）が述べているように「無限の未来世代に向けた存続」である。テイラーは、両親が「重要な他者」として子供と同じ言語共同体に属することを、政治的に主張する。

⁶⁹ 萬田悦生「現代自由主義における国家の位置」Problemata mundi 2011年 pp.43—45.

⁷⁰ 前掲書 サンデル『これからの「正義」の話しよう』pp.343—344

公的な善の「共通善」の考えはベンサム功利主義の性格を持っているかと思われる。

2. 2. 3 「コミュニティ」と「自己統治 (self-governance)」

ここでは、「コミュニティ」の概念および「コミュニティ」の存在を支持する「自己統治」の精神は何かを述べたい。

人間とは、ヘーゲルの定義によれば「共同社会の構成員として、自己意識的で、理性的で、目的を持ち、しかも道徳的な人となる⁷¹⁾」ことである。それでは、「人間」という生物にとっての「共同体・コミュニティ」とは一体何であるのか、ここでは河合雅雄の理論に注目したい。

河合(1990)は、①「家族という社会的単位の創出」が、猿から人への進化の決定的な要素だという議論を次のように展開する。

さる社会には、父親は存在しない、父親というのは、家族という社会的単位ができる、つまり、ひとが誕生したと同時に生成した社会的存在である。…父親は家族の成立に伴って創りだされたものであり、極言すれば発明されたものなのだ。一方、母親は生物学的存在であるとともに社会的存在だ、という両面性を持っている。⁷²⁾

人は猿と同様に、出生と同時に一つの単位に加入した。自分の選択ではないのに、加入したその単位に、個人の活動が適合させられる⁷³⁾。その自然の社会単位以外に、河合は、②人間という生物の特徴は「重層社会」をつくることにある、(河合『子どもと自然』p.178に参考)という議論を行っている。ここで「重層社会」とは、人は家族組織の上に村を作るように、重層の構造をもった社会をいう。それは、広井(2010)に分析したように、『コミュニティ』という存在は、その成立の起源から「内部」によりながら、本来的「外部」に対して「開いた」性格のものである。つまり、コミュニティをつくるために、『外部へのつながり』と『静的で閉じた秩序』を相互補完的な形で支えている必要があるのである⁷⁴⁾。

サンデルは『リベラリズムと正義の限界』第4章第8節「正義とコミュニティ」で「特定の社会がコミュニティであるかどうかと問うことは、その成員の大多数が、様々な欲求の中で、たまたま他者と結合され、あるいはコミュニタリアンの意向を推進するための欲求を持っているかどうかと問うことではなく、このことは、コミュニティの特徴の一つであるかもしれないが——、その社会自体がある仕方で秩序づけられた、ある種の社会かどうかと問うことである⁷⁵⁾」とコメントし、市民性を養うことを可能にする経済的基盤を重視し、それを実現するための「自己統治の経済的条件」を要請する。

現代リベラリズムの政治理論によると、政府は市民の人格を形成したり判断したりしない。結局、人間は道徳的絆に負荷をかけられず、人と人の連帯もわからなくなる。リベラリズムの支配力とは、自己統治を実践する共和主義的自由とはかけ離れている⁷⁶⁾。

サンデルは、自己統治のために「主権の分散」に期待を寄せ、それは連邦主義・共和主義の伝統であると言う。自ら運命を司る共同体に構成員として属し、かつ、その共同体の様々な事柄を律する諸決定に加わる限りにおいて、人間は自由とされるのである。これとは対照的に、リベラルな考え方によれば、自由は自己統治と

⁷¹⁾ ジョン・プラムナッツ『現代政治思想の再検討VI—ヘーゲル』藤本等訳 早稲田大学出版社 1963年 p.261

⁷²⁾ 河合雅雄『子どもと自然』岩波新書 1990年 p.175

⁷³⁾ ドロシー・リー『文化と自由』宮嶋栄枯訳 思索社 1959年 p.38

⁷⁴⁾ 小林正弥・広井良典『コミュニティと公共性・コモンズ・コミュニタリアニズム』勁草書房 2010年 p.22.

⁷⁵⁾ 前掲書 サンデル p.198

⁷⁶⁾ 前掲書 サンデル p.214

内在的に結びついているのではなく、ただ付随的にのみ関連している⁷⁷。結局、自分自身が「自由で独立した自己として理解し、自ら選ばなかった道徳的拘束にはとらわれない⁷⁸」と考えるなら、われわれが一般に認め、重んじている一連の道徳的・政治的責務の意義がわからなくなる。

サンデルは『民主制の不満・下—公民性の政治経済』の第9章の「時代の自己イメージ」の一節でこのように「自由」と「自己統治」の関連性を分析した。

ロールズは「諸権利は、いかなる理由によって諸権利を擁護したのではなかった。反対に、『諸権利は、いかなる特定の善き正の考え方の基づく正当化にも依存すべきではない』と論じた。ロールズによると、正義に適った社会は美德を涵養したりする市民に特定の目的を押し付けようとはしない。むしろ、そこでは、目的に中立的諸権利の枠組みが提供される。人々がその枠組みの中でそれぞれにとっての善の考え方を追求することによって、同様の自由を有する他者と共存できるという⁷⁹。

周知のように、「コミュニティ」を理解する際には、「共同性」と「地域性」を把握しなければならない。「共同性」や「公共性」は、「共の伝統」と「共の記憶」に分けられる。その際、コミュニティ生活というのは一体どのように抽象的な共通性を具体的に支える器官として存在するのが問題となろう。また、「地域性」は、コミュニタリアンらが功利主義をも批判しているために、地域的コミュニティの多数派の意志によって制限されざるをえないであろうが、エリート決⁸⁰と多数決を拒否しながら、どのように共通・共同の地域社会を制御可能にするのかという問題も生じてこよう。

2. 2. 4 正義と共同体—共和制の政治理論

このような問題意識から、「中間的な形態のコミュニティ」とアメリカの伝統である共和主義的な「自己統治」をふまえて、サンデルの政治的立場を述べたのが1996年の著作『民主制の不満』である。

以下は、その論文からの引用である。

共和主義の理論の中核をなすのは、自由とは、自治に参加しその一翼を担うことによって獲得されるという思想である。この思想は、それ自体リベラリズムの自由と不整合というものではない。政治への参加は、人々が自身の目的を追求するために選ぶ方途のうちの一つではありうる。しかしながら、共和主義の政治理論によれば、自治に参加することは、それ以上の何ごとかを含むものなのだ。それは、共通善について仲間の市民と議論し、政治共同体の運命を決める一助をなすことを意味する。だが、共通善についてよく議論するためには、自身の目的を選択し、他者が同様のことをする権利を尊重する寛容以上のものが必要になる。共通善についてよく議論するためには、公共の事柄について知っていること、帰属感、全体への思慮、自身の命運がかかるコミュニティとの道徳的な結びつきが必要になる。⁸¹

サンデルのいう共和主義とは、政治共同体、とりわけ「自身の命運がかかるコミュニティ」の統治に市民が直接参加し、共通善について他の市民とともに議論することを要求するものである。

したがって、自治に参加するために、市民はある種の人格的特性、すなわち市民的徳性を持たねばならない、あるいはこれを獲得しなければならない。……共和主義の自由の概念は、リベラリズムのそれと異なり、何ごとかを形成する政治、すなわち自治が必要とする人格特性を市民のなかに陶冶する政治を求めるのであ

⁷⁷ サンデル 前掲書 pp.29-31 に参考

⁷⁸ これから「正義」の話をしよう p.346

⁷⁹ 前掲書 サンデル p.314

⁸⁰ エリートで決めることを指す。

⁸¹ 前掲書 サンデル p.4

る。⁸²

サンデル自身も回復しようとするのは、アリストテレスの時代のポリス——濱岡（1999）のいう人間の本性についての理解を出発点とし、それを目標とするいわゆる「卓越主義（perfectionism）」の立場に立つ伝統的に解されている、という人々が生きる場所である。サンデルの主張によれば、われわれは正義が第一であるような個人ではあり得ないという⁸³。

第三章 コミュニタリアニズムの問題点

以上見てきたコミュニタリアニズムからのリベラリズム批判と代替案の提示に、さらに限界と問題点を指摘することが本章の課題である。そのために、本章ではリベラリズムの1) 方法論上の普遍主義、2) 個人主義的な自己概念、3) 善（コミュニティにおける共通善）に対する正義（個人権利）の優先、といった特質に対して、コミュニタリアンが対置した、1) 文化的・歴史的特殊性から出発する解釈学的方法論、2) コミュニティに位置づけられた文化的な存在としての自己概念、3) 人間のアイデンティティや政治における共通善の重視という三つのカテゴリーを分析していきたい⁸⁴。また、今後東アジアにおける共同体論の視点からこれらの議論にサプリメントしていく可能性について、一言をおこないたい。

3.1 コミュニタリアニズムの自我（self）観

周知のように、コミュニタリアニズムはリベラリズムをすべて批判するのではない。コミュニタリアンが最も修正しようと思うのは、リベラリズムに基づく個人概念・個人主義であったと思われる。つまり、コミュニタリアニズムは、「共同性を基盤に持つ個人」という概念によって、「個人自律としての個人主義」を回復させようとしたのである⁸⁵。

サンデルのコミュニタリアニズムの特徴は、個人のアイデンティティを、自我の選択ではなく、特定の共同体への属性によって決定されていると考える。すなわち、「共通善」の源泉が、自発的に紐帯を結ぶことのできる自我にあるのではなく、状況に位置づけられているがゆえに、一定の負荷をすでに負った自我にあることを指摘した点にある⁸⁶。こうして、サンデルは、ロールズが説いた「無知のヴェール」に覆われる自我を「負荷なき自我（unencumbered self）」と呼び、これに「負荷ありし自己」を対置させる。

サンデルは著作『公共哲学・政治における道徳を考える』でリベラリズム思想の基盤と言われるカント哲学の主体論を非難しながら、ロールズのリベラリズム的人間の主体観念（「負荷なき自我」）を次のようにコメントした。

負荷なき自己が表すのは、何よりもまず、自分が持つもの、欲するもの、求めるものに対するわれわれのあり方である。……現実的にかつ個人的な自己として、そうした秩序、習慣、伝統、受け続けた地位に拘束されずに、みずからの目的を選ぶ自由を持つ。……リベラル派の倫理は、経験を越えた位置、熟議と反省を超えた位置を置く。共通の生を形成できる広範囲な自己理解を拒まれたリベラルな自己は、一方の孤立と他方のもつれ合いのあいだを揺れ動く⁸⁷。

橋本（2014）によれば、このような超越論的主体に抗して、サンデルは近代人の別様の倫理性を称揚する。サンデルの「負荷ありし自我」の性格について林（2013）は次のように述べている。

⁸² 前掲書 サンデル pp.4-5

⁸³ 前掲論文 楊 p.63

⁸⁴ 以上の分類は中野剛充（1999）「二つのコミュニタリアニズム」を参照し、まとめたものである。

⁸⁵ 『アメリカの公共宗教—多元社会における精神性』藤本 龍児 2009年 NTT 出版社 p.125

⁸⁶ 前掲書 橋本 p.127

⁸⁷ 前掲書 サンデル『公共哲学』p.251

自分の直観を絶対視し、まったく疑わないで信じ、他者と妥協しないということではない。むしろ逆に、そもそも現在の自己の価値観も他者との交わりの中で構成されてきたものであり、したがってまた今もこれからそのようにして社会の中で作られ、変化していくものであるという考え方なのである。そういった「負荷ある自己」というものが、社会を生きる主体としての私なのである⁸⁸。

このようなサンデルのロールズ批判は、社会学の理論で人間を想定するにあたって、それを歴史的・社会的に状況づけられたものとする立場から来ている。宇野（2013）が提示したように、このような論点は何も、サンデルがはじめて唱えたわけではなく、これにはヘーゲルをはじめとする長い議論の伝統がある。サンデルも、マッキンタイア、テイラーたちの思考を継承しつつ、リベラリズムの「社会から遊離した個人」は自我の源泉としての公共空間を見失っていると告発している。しかしながら、彼は、個人の権利が具体的な社会制度と実践を基礎にして成立するという歴史的で文化的社会的な観念を肯定したが、人間の普遍的属性にもとづく自然法的人権なるものを論説していない。このような自我（self）観のあいまいさと不足さはサンデルの思想の一つの欠陥と言えよう。

サンデルは「負荷ありし自我」という概念を持ちながらロールズの「負荷なき自我」を批判し、批判の中心に置かれたのは「自我（self）」である。しかし、「自我」概念は「他者」の概念に基づけられることは無視できない。

西洋思想的に考えるならば、因果性自体が実体的存在者の想定のもとで信憑されたのであり、それ自身が根拠を持つものではない⁸⁹。リベラルの価値観から見れば、他者とは異なる「私」という個人の自我意識を起点としたものである。それに対して、「自我」とは、ヘーゲルのいう「対象としての物を意識する人格⁹⁰」であり、つまり、外的な物を意識し、外世界に存在する自然・他者を観察して人生の行動基準を確立していくものである。その「自我」意識こそ「市場経済・民主主義・自由主義」などの不可欠の構成要素である。コミュニタリアンが主張したのは帰属集団や民族宗教から離れた「独立的な個人」という自己アイデンティティーが存在せず、「共同体・身分・役割」が集団アイデンティティーとして存在し、個人の人生は其中で秩序形成されるということである。しかも、この「他者」は、社会学・歴史学の研究において「自我」とは別の概念として扱われ、そのような扱われ方こそが西洋形而上学の存在概念の基礎的条件であるとされる。例えば、心理学者のカール・グスタフ・ユング（1875-1961）は、西洋の意識構造の中には「意識領域」の中心として機能する自我（ego）が存在するが、東洋の意識構造には明瞭な形での西洋的「自我（ego）」はないと述べた。その他、中国の「新儒家」思想の代表者梁漱溟は、「西洋人は理智を用い、中国人は直観——情感——を用いる。西洋人には自我があり、中国人はそれを欲しない。……人と我の境界がなく、権利も義務もいわない。いわゆる孝弟礼讓の教えは、情を尊んで我を忘れることになる⁹¹」といい、社会維持の方法は、人の心を「利害打算」へと傾斜させる「法律」に依拠した方法に代わって、「社会的本能」、「自己と他者の区別」を排除して、利害の打算を行わない心理」を涵養する方式が登場すると唱えた。つまり、未来世界は、「利害打算」や「自己と他者の区別」のない共同体への転換と考えられたのである。

3. 2 コミュニタリアニズムの特殊主義

リベラリズムは、自由、正義、平等などの価値が普遍的であり、いかなる時代、社会においても最優先されなければならないという普遍主義を標榜する。これに対して、コミュニタリアニズムは、何が正しいか、何が善き

⁸⁸ 菊池理夫・小林正弥編著『コミュニタリアニズムの世界』 勁草書房 2013年 p.294（引用は第6章「生命論理とコミュニタリアニズム」林真理著

⁸⁹ 内藤可夫「存在概念の由来としての「自身」概念と他者概念——ニーチェ・和辻哲郎による存在批判からの可能性」『人間と環境 電子版』9 2015年 p.37

⁹⁰ ヘーゲル『法哲学講義』長谷川宏 訳 作品社 2001年 p.209に参考

⁹¹ 梁漱溟『東西文化とその哲学』梁漱溟 長谷川茂訳 農文協 2000年 p.162

人生かという問題については、それぞれの共同体が特殊な道徳と価値観を有しており、一般的に論じることはできないという道徳的な特殊主義（particularism）の立場をとる⁹²。本項では特殊主義をめぐるコミュニタリアン理論の欠点を検討しよう。

サンデルは道徳・価値観の特殊主義的性格と重要性について次のように述べている。

自分自身を独立したものとして考えることは、以下のような忠節や信念の持つ道徳的効力を失うという、かなりの代償を払わずには不可能である。つまり、その効力とは、忠節や確信を持って生活することが、特定の人格として——自らの家族・コミュニティ・国家・国民の成員として自らの歴史の担い手として、過去の革命の子孫として、現在共和国の市民として——自分自身を理解することから分離できないという事実から成立していることである。そのような中正は、私がたまたま持つ価値、あるいは、私が「与えられたときはいつでも信奉する」意向以上のものである。これは、私が自発的に招き寄せる責務や、人間存在として負うべき「自然的義務」をおえている⁹³。

サンデルによれば、人間の道徳は彼・彼女が生まれた共同体の特殊な善（共通善）の観念によって規定される。人間はそれを最初の価値判断の基準とし、さまざまな価値観と渡り合っていくこととする。サンデルは『民主制の不満』ではより明確に特殊主義の立場を表明する。

地域の連帯は、最良の形態においては、その限界を超え、私たちは共通する人間性の地平をも含む、より広い道徳的関心の地平へと導く。コスモポリタニズムの倫理が誤りであるのは、それは私たちに人間性全体に対してある種の責務を負うことを要求しているからではなく、『より普遍的な共同体が常により特定の共同体に対して優先されなければならない』と主張するからである。⁹⁴

一般に哲学の方法は、諸個人の特殊な経験から距離をおいて普遍的な見地からあらゆる人間に共通する本質を見出すという機械的なことにある⁹⁵。ところがサンデルがとった方法は、共同体において人々が共有する世界観・価値観を説明することによって、そこに共通している道徳の観念を理解することである。それは人間に普遍的に適用する道徳ではなく、一つの共同体において妥当する道徳という特殊的な道徳である。このようにサンデルは公機関に対して道徳的中立性を要求するリベラリズムに反対して、道徳的な特殊主義を採用している⁹⁶。

しかし、このような道徳的な特殊主義が自ら所属している共同体と外部の諸共同体とを価値的に区別するという問題点が指摘されている。それは特殊な共同体の道徳としての価値観と「共通善」を相対化し、普遍的な道徳感覚を持つ大共同体が分裂されるということである。それは、少数の共同体への差別を解消するために、共同体内部の特殊な価値観を過大評価し、各大共同体内に「差別」の拡大と「逆差別」の出現をもたらした。

⁹² 松井暁「マルクスとコミュニタリアニズム」 *mic Bulletin of Senshu University* Vol.44, No.1, p.80, 2009

⁹³ サンデル『リベラリズムと正義の限界』p.206 それは、マッキンタイアの『美徳なき時代』に道徳特殊主義に関する議論と類似性があり、サンデル自身も自分の作品にマッキンタイアのその言論を引用した。「私は誰かの息子か娘であり、別の誰かの兄弟か叔父である。私はこのあるいはあの都市の市民であり、特定のギルド、職業団体の一員である。私はこの一族、あの部族、この民族に属している。したがって、私にとって善いことは、これらの役割を生きている者にとっての善であるはずだ。そういう者として私は、私の家族、私の都市、私の部族、私の民族の過去から、負債と遺産、正当な期待と責任をいろいろ相続しているのである。これらは私の人生の所与となり、私の道徳の出発点となっている。私の人生に独特の道徳的特性（particularity）を与えるものは、部分的にはこういったものである。」（マッキンタイア 1981， p.20， 訳 p.270）。

⁹⁴ サンデル『民主制の不満・下』p.278

⁹⁵ 前掲論文、に参考 松井

⁹⁶ 松井（2016）に参照

一例は、『公共哲学』の第21章「道徳的議論とリベラルな寛容—妊娠中絶と同性愛」⁹⁷である。これらの論文は、道徳的な理由から、同性愛者の権利認めるべきだと主張する。2015年6月26日、アメリカの連邦最高裁判所は、同性婚を憲法上の権利として認めるとする判断を示した。オバマ大統領はホワイトハウスで「これはアメリカにとっての勝利だ」という声明を発表した。しかし、その「勝利」とともに、同性愛を嫌悪する人が意見を主張することは禁忌になり、差別主義者やレイシズムなど、発言した人への「逆差別」を生み出した。その他、『正義』の第7章の事例アファーマティブ・アクションであるが、日本語で「積極的差別是正措置」と訳される。入学試験の点数が調整されて、黒人などの人種的マイノリティに属する人たちの点数が加点される「積極的差別是正措置」が行われている。しかしこのアファーマティブ・アクションはいわゆる逆差別の問題を引き起こした。人種的マイノリティに対する加点調整によって、反対に、白人がアファーマティブ・アクションによって比較的に一層激しい教育競争にさらされることになった。

コミュニタリアニズムにおける共同体の出発点は、小規模共同体であった。しかし、そのローカル性の基準は直接に対話ができる次元から、歴史的な伝統と文化ならびに同じ政治権力のもとで生活しているという感覚の共有という次元にまで緩められると、共同体は国民国家にまで拡大されて、その結果、ナショナリズムさえ出現することになる。例えば、ティムール・ヴェルメシュが2012年に発表した風刺小説『帰ってきたヒトラー』(原題: *Er ist wieder da*) では、現代のドイツに蘇ったアドルフ・ヒトラーが巻き起こす騒動を描き、ドイツではベストセラーになった。2014年映画化された以後さらにブームになり、ヒトラー役に扮する俳優が突然町中に現れて、ヒトラーの意見に同調してしまうドイツ人の姿をあぶり出していく。そして最後には、本物の難民排斥デモの映像が重ねられるのである⁹⁸。それは、ポピュリズムの世界的な台頭や、社会の「右傾化」などと関連づけられている。

人間における道徳、および国家と道徳の関係も問われて続けてきた問題である。古代ギリシアでは正義と節制と勇気と知恵が、儒教では「仁義礼智信」が、伝統的な日本ではそれに加えて「忠孝」が、キリスト教では「信仰」や「希望」が特に重視されてきた⁹⁹。「共同体・コミュニティ」を超越し、特殊主義を消滅できる「普遍的な道徳」が存在できるのか、もし存在できるならば、どのような形で存在するのかについては、今後、検討する必要があると考える。

3.3 コミュニタリアニズムのコミュニティ観

コミュニタリアニズムのコミュニティ観を明らかにする前に、コミュニティの類型を確認しよう。例えば、社会学におけるコミュニティとは、「地域性」と「共同性」の二つが重要であると考えられている¹⁰⁰。マッキンタイアは地域的(ローカル)、民族的(エスニック)、国民的(ナショナル)な共同体の問題に強く関心を向ける。そのことによって、近代市民社会で失われつつある共同性の回復を志向する。テイラーは、言語は人間のアイデンティティーを創造し、人間は言語共同体の中で他者と会話しながら、自分のアイデンティティーを探求できると提起する。ここでは、コミュニタリアニズムの理論を整理するために、ダニエル・ベル(Daniel Bell)で提示したコミュニティの三つの類型を呈示しよう。

1) 地域型共同体

これはおそらく、「コミュニティ」という用語の最も一般的な意味である。地域コミュニティは、伝統的には、自治会、町内会、などの地縁団体が主な担い手であったが、社会経済の環境が変化する中で、地域の中で特定

⁹⁷ これは、『民主政の不満』の第4章「プライバシー権と家族法」の改訂版である。

⁹⁸ <http://gendai.ismedia.jp/articles/-/48879?page=記事>「270年ぶりに蘇ったヒトラーに共感!? 劣化する日本に通じる「不気味な恐ろしさ」の正体」辻田 真佐憲 (2016/6/14)

⁹⁹ 森村進「マイケル・サンデルのコミュニタリアン共和主義」『一橋法学 11(2)』2012年 p.405

¹⁰⁰ 『コミュニティを形作るものは何か?—1970-80年代の日本の社会学におけるコミュニティ論を手がかりに一』角 一典に参考 (<http://www.asa.hokkyodai.ac.jp/research/staff/kado/com07.pdf>2017/5/12 にアクセス)

の目的を明確に持つ集団が形成され、多様化している¹⁰¹。政治上から言えば、コミュニタリアンは、政治家が地域社会開発プログラムを採用するとき当地域の既存の特徴も考慮に入れるべきであると主張する。具体的政策として、サンデルは、「親しい近所づきあいや近隣や共同体を人間的な規模において結び合わせる¹⁰²」ために、格子状の道を作り、ローカル的なアイデンティティを明瞭にするために、「市庁舎、図書館、そして学校といった公民的な建物を最優先する設計する¹⁰³」などの例を挙げた。

2) 記憶型共同体

共通の歴史を共有する人たちの記憶型共同体は道徳的な意味を持っている。『心の習慣¹⁰⁴』の著者たちが最初に「記憶の共同体」という語彙を使用し、共通の歴史を共有している世代が所属している「想像的」な共同体を指している。木下（2013）によれば、彼ら（『心の習慣』の作者たち）の問題意識は個人主義のあり方を記述分析すると同時に、個人性を破壊することなしに個人主義の破壊的な側面を制限し抑制してくれるような文化的伝統と実践の発見にもあった¹⁰⁵のである。

3) 心理型共同体

これは、共同することによって得ることのできるさまざまな利得に起因する、道具的あるいは実利的な共同性、そして、自らのアイデンティティの確認や精神的な安定をもたらすところの、表出的あるいは心情的な共同性である¹⁰⁶。即ち、目標を共有し、共同活動を経験し、そして、「共存心理」を体験するコミュニティを指している。加えて、「アソシエーション」との類似性があり、「多様な機能集団であり、……主観的な帰属心や社会的紐帯としての共同性を抱く¹⁰⁷」。例えば、井上達夫は『現代の貧困—リベラリズムの日本社会論—』で日本社会の「集合的目標や共通善の個人権に対する優位、公共的責務に積極的に参与する公民的徳性の個人的自由や私生活享受に対する優位という、共同体論のモチーフは、日本の土着的な倫理言語の中にも対応物をもつ。かかる倫理的優先性の最も象徴的・典型的な表現は「滅私奉公」であるという特徴の呈示をおこなった。それは会社・集団という「心理型共同体（アソシエーション）」が伝統的な共同体（家族）に戦勝した例である。

しかし、以上でまとめたコミュニティの類型について、サンデルは、これらの多重層のコミュニティが同時に存在する可能性を認めつつも、様々なコミュニティ間の相違を軽視する傾向を有する。サンデルがそうした以上に、その相互の衝突や対立を念頭に置く必要があると思われる。

例えば、イギリスでは、戦後の旧植民地からの大量な移民流入により急速に人種差別を減らす解決策を導入した。しかし、2001年にイギリス国内において民族間の衝突が起こり、その後欧米で相続いてテロ攻撃が発生した。同化に基づく「多文化主義」が失敗し、コミュニティによって異なるニーズや主張に対して異なった種類の権利を考慮することが必要である。それゆえに、権利の階層構造が作り出され、各コミュニティや共同体は自分の価値観だけ固守し、各共同体は急速に分断化していった。結局、国内の排他意識が再燃し、イギリス自体、欧州共同体から脱離した。

では、コミュニタリアンのコミュニティ論にはどのような問題点があるのだろうか。

¹⁰¹ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/community/pdf/070207_1_sa.pdf に参考（2017/5/8にアクセス）

¹⁰² 前掲書 サンデル『民主制の不満・下』p.269

¹⁰³ 前掲書 サンデル『民主制の不満・下』p.269

¹⁰⁴ 『心の習慣—アメリカ個人主義のゆえ HABITS OF THE HEART』著者ロバート・N・ベラー、リチャード・マドセン、ウィリアム・M・サリヴァン、アン・スウィドラー、スティーヴン・M・ティプトン本書はビジネスマンやセラピストなど、アメリカ中産階級の人々200人余りにインタビューをし、家族、仕事、宗教、地域活動などの具体的な物語を抽出する。そしてそこに現われた人生観や願望を読み解き、彼らがアメリカの文化的伝統——共和主義と聖書と個人主義の系譜——をどう継承しているか、どう失ったかを探る自己理解の書である。（<http://www.mszy.co.jp/book/detail/03787.html> に参考）

¹⁰⁵ 前掲書 小林・菊池 p.196

¹⁰⁶ 前掲論文 角に参考

¹⁰⁷ 前掲書 小林・菊池 pp.170—171

まず、「集団的アイデンティティ」と「共通善」を混淆した点である。

サンデルは『公共哲学』の第9章に、リベラリズムに反対してコミュニタリアニズムを支持する論拠の一つとして、リベラリズムでは共同体へ連帯感を説明できない」ということをしばしば挙げた。また、コミュニティ・共同体に対する「忠誠、責任そして連帯間およびそれらと個人アイデンティティーの関係」についてこう述べている。

独自の人格とは、ある家族、国家、民族の一員、歴史の担い手、共和国の国民としての自分ということだ。物語の説明にとって、そうしたアイデンティティーは、道徳性と正義について熟議する際に度外視してもいい偶発的な事柄ではない。われわれの人となりの一部であり、したがってわれわれの道徳的責任にも、当然、かかわっていく¹⁰⁸。

つまり、コミュニタリアンは、人間というものは本質的に集団の一員として生きるのであって、「善き生」は集団から独立したものではありえないと主張する¹⁰⁹。そして、多くの人々が自らの属するコミュニティに対して無条件の連帯感を持ち、集団的アイデンティティを正当化するという点でもである。サンデルは以下のように述べた。

「コミュニティ」とはその成員の原則として全員が「共通善」を追求するものである。……「共通善」とはあるコミュニティの成員全員がそれを維持していくために必要となる共通に持っている価値であるとともに、共通に目指していく価値でもある。いずれにしても、コミュニティとはその成員が、原則としてその全員がそれを維持し、それを改善していくために、共通の価値や共通の利益が必要となる人間の組織である¹¹⁰。

コミュニティへの帰属と積極的参加はそれ自体として人間の徳性の向上に不可欠の要素であるが、「悪いコミュニティ」を拒絶するというのは認められないのではないと思われる。コミュニタリアンが重視するのはコミュニティの一員としての社会的地位であるということにある。しかし、人がたまたまある集団の一員であるという事実だけで、その所属が人の「善」や道徳的な責任を決定するわけではないと思われる。

もう一つの欠点は、「自己統治」と「熟議」とを過大評価する点である。

サンデルは市民的共和主義の伝統を主張している。人々が政治社会を構成する価値原理としての共通善を共同の「熟議」と決定を経て形作っていく自己統治としての自由が必要とされ、そして、そのような自己統治に携わる力、つまり市民としての徳を公的に養成していく「陶冶のプロジェクト」も重要視される¹¹¹。しかし、「自治」や「自己統治」だけに依拠する政治には信用性が本当にあるのか。例えば、アーレントが、1961年4月11日にエルサレムで始まった公開裁判を欠かさず傍聴し、彼の死刑が執行されるまでを記録し、その上で、アイヒマンを極悪人として描くのではなく極普通の小心者で取るに足らない役人に過ぎなかったと描き、寧ろユダヤ人の中にさえ、ユダヤ人ゲッターの評議会指導者の様にホロコーストへの責任を負うものがいたと指摘した¹¹²。こうした指摘の上で、『イェルサレムのアイヒマン——悪の陳腐さについての報告』(Eichmann in Jerusalem: A Report on the Banality of Evil)を執筆し、悪の陳腐性について論じている。アーレントの真意は、「ごく普通の人でも、特定の条件下では、極悪の所行に、とくに罪の意識なしに、あるいは命令を履行することを義務と心得る道徳意識に基づいて、荷担する傾向を持つ。そこでは、被害者も加害者の企画に巻き込ま

¹⁰⁸ 前掲書 サンデル『これから「正義」の話をしよう』p.353

¹⁰⁹ 前掲論文 菊池 p.423

¹¹⁰ 前掲書 小林・菊池 p.349

¹¹¹ 小川仁志『世界一わかりやすい哲学の授業』php 出版社 2012年 p.330

¹¹² <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%A4%E3%82%A8%E3%83%AB%E3%82%B5%E3%83%AC%E3%83%A0%E3%81%AE%E3%82%A2%E3%82%A4%E3%83%92%E3%83%9E%E3%83%B3>に参考 (2017/5/7にアクセス)

れ、協力を余儀なくされる状況に追い込まれる」¹¹³と伝えることであった。北原（1996）が著作『共同体の思想—村落開発理論の比較社会学』には、東南アジアにおける農村共同体の再建施策を論じる際に、共同体内部の「民衆の知恵」の役割を提示した。かれによれば、「民衆」の知恵は三つの要素なからなっている。それは①、伝承された共同体の文化や土着な文化、とくにローカルな生活の知恵；②、村民のアイデンティティーに対する自信と自立する能力；③優れた特定に個人の模範¹¹⁴、である。つまり、真な「善き共同体」を建設するためには、伝統的文化だけでなく、道徳的なリーダーの指導・模範の作用も必要である。

また、「自集团的アイデンティティー」を正当化することと、人々の自集団を盲目的に堅持することがもたらすものは、コミュニティ自体が縮小していくこととコミュニティ間の断絶という現象である。サンデルおよび他のコミュニタリアンたちはリベラリズムが原子論的な人間観に依拠していることを批判し、個人の生は特定の文化的・歴史的な脈をもつ共同体の力であることを強調する。しかし、「原子論型人間像」が消失するとともに、「原子論型共同体像」が誕生したのではないか。例えば、トランプ氏は「アメリカ第一主義」という極端なナショナリズムを掲げている。こうして、社会の繋がりとは何か、正しい社会とは何か、社会はどうすれば纏まるのか、それらが社会全体で議論すべき一層重要な話題になっているのである。グローバル化の恩恵が全ての人々に共有される社会を作る必要があり、共同体は境界を更新することによって「断裂的共同体」から「連続的共同体」に変更されなければならないと思われるのである。

むすび

これまで、サンデルの政治理論をコミュニタリアニズムの立場から提示される共和主義的な政治哲学として論じ、現代政治におけるその意義と限界を議論してきた。

まず、「自我観」について言えば、リベラリズムでは、普遍的個人像の下で諸個人の差異が捨象されるため¹¹⁵、一人一人に普遍的な人権が保障されることで十分であると考えられてきた。こうした考え方によれば、公的には諸個人によって構成された一元的な領域で、法を介した人々の平等が実現されることになる。それに対する反論として、サンデルは、現象学の用語を借りて、コミュニティといった単独の人間以上の存在を共有し、相互に自己を形成していく「間主観的」な自己理解のあり方や、単独の人間のなかにある自我の多元性に関する「内主観」な自己理解のあり方を主張する¹¹⁶。次に、「正と善との関係」について言えば、カントと同様に、リベラリズムにとって、善に対する正の優位は、二つの要求を意味している。第一は、個人の権利が非常に重要であるということ。一般的福祉といえども、それを圧倒できないということ、第二は、人々の権利を特定化する正義の原理がその正当化のために、善き生のいかなる特定の構想にも依存しない¹¹⁷ということ、である。それに対して、サンデルは社会が価値判断を行うための「共通善」を持つべきであると提案した。政治は個人の価値観に対して中立的な態度を取るべきであるという立場を捨て、社会にとって正義・美德・共通善が基準でなければならないと主張したのである¹¹⁸。最後に、国が施策する際に、リベラリズムは積極的自由に基づく自己決定を推奨し、格差の存在または国家による富の再配分を肯定した。アメリカ建国初期に持っていた共和主義的な道徳の「手続き的共和国」という中立の枠組みが、現代における社会の多様性を寛容する方策として

¹¹³ 『イェルサレムのアイヒマン——悪の陳腐さについての報告』（Eichmann in Jerusalem: A Report on the Banality of Evil）はハンナ・アーレントが1963年に雑誌『ザ・ニュー Yorker』に連載したアドルフ・アイヒマンの裁判記録。みすず書房に大久保和郎の翻訳がある。

¹¹⁴ 北原淳『共同体の思想—村落開発理論の比較社会学』世界思想社 1996年 p.119に参考

¹¹⁵ 菊地洋「多文化主義条項を持つ憲法の意義と可能性—カナダ型多文化主義の憲法学的考察—」成城法学 80号 2011年 p.105.

¹¹⁶ 菊池理夫「実践哲学としてのコミュニタリアニズム：マッキンタイヤー、テイラー、ウォルツァー、サンデルの政治思想から」『法学研究：法律・政治・社会』慶應義塾大学法学学会 2003年 p.207

¹¹⁷ マイケル・サンデル『リベラリズムと正義の限界』菊池理夫訳 勁草書房 2010年 p. vi

¹¹⁸ 張寿山「共同体主義者サンデルの主張する共通善の先にある社会—共通善により運営される社会の実例としての儒教倫理と中国社会—」『明治大学教養デザイン研究論集第4号』2013年 p.19.

提起され、現代リベラリズムの重要な理論的な達成とみなされたのである¹¹⁹。それに対して、サンデルの提案は分散化され、差異化された公共生活にける「陶冶のプロジェクト」を通じて、アメリカの伝統の中に存在したことがある「共通善」に基づく「市民的共和制」を再活性化することであった。

本稿で考察したサンデルの議論は、公共空間において人々が共通の企てに参加する政治のありかたを探求している。そして、それらを具体化する制度論・政策論の基礎と成すと期待している。そこで重要な論点として浮かび上がってきたのは、社会を運営する上で必要となるコミュニタリアニズムの共通善の原理はどのように改善されるのかという問題である。たとえリベラリズムによる規範の原理が多様な善に対する正義・公平を要請されたとしても、それは価値の中立性を実現するために策定される点がサンデルの批判点となる。しかし、集団・コミュニティ内の「共通善」すべてに優越する規範の原理によれば、諸共同体の道德としての価値観を相対化し、普遍的な道德感覚を持つ大共同体が分裂され、集団間の衝突も激化するだろう。

「自我」という概念をどのように確認できるのか、「共通善」の構想というものがどのように形成させ共有させるのか、諸共同体・コミュニティ相互の関係など、様々な残された問題があるが、サンデルの政治哲学理論を出発点として議論を展開し、実現可能な新しいコミュニタリアニズム理論を探求することを今後の課題としたい。

参考文献

- Anderson, Perry (2007) 『思想的譜系-西方思潮左与右』(袁银传・曹荣湘等訳) 社会科学文献出版社
- 安藤馨 (2014) 「道德的特殊主義についての短い覚書」 『神戸法学雑誌 63(4)』 pp.85-115
- 一ノ瀬 佳也 (2013) 「政治における道德の論じ方: M.J. サンデル著『民主政の不满・公共哲学を求めるアメリカ』(上・下)」 『社会科学研究』 pp.181-183
- 岡本仁広 (1992) 「コミュニタリアンのリベラリズム批判—アメリカ政治哲学研究における一局面」『関西学院大学論集—法と政治』 pp.411-430
- 河合雅雄 (1990) 『子どもと自然』 岩波新書
- 川村尚也 (2002) 「リベラリズム、リバタリアニズム、コミュニタリアニズムと組織的知識創造—多文化社会における知識構造のための多文化組織のアプローチ—」 大阪市立大学『経営研究』第4号 pp.101-124
- 菊池理夫 (2013) 『コミュニタリアニズムの世界』 勁草書房
- 菊池理夫 (2011) 『共通善の政治学』 勁草書房
- 菊池理夫 (2004) 『現代のコミュニタリアニズムと「第三の道」』 風行社
- 菊池理夫 (2003) 「実践哲学としてのコミュニタリアニズム: マッキンタイヤー、テイラー、ウォルツァー、サンデルの政治思想から」『法学研究: 法律・政治・社会』 慶應義塾大学法学学会 pp.183-219
- 菊池理夫・小林正弥 (2013) 『コミュニタリアニズムの世界』 勁草書房
- 岸下卓史 (2007) 「文化と個人の自由の両立: 少数派民族の文化保護をめぐる困難の中で」 『早稲田大学応用社会学研究』 pp.207-219.
- ギデンス、アンソニー (2015) 『揺れる大欧州 未来への変革の時』(脇坂紀行訳) 岩波書店
- ケヴィン、フィリップス (1992) 『富と貧困の政治学—共和党政権はアメリカをどう変えたか』 吉田利子訳 草思社
- 堅固研一 (2001) 「ロールズに対するサンデルの批判とその意味について」『愛知学院大学宗教法制研究所紀要第35号』 p.39.
- 小熊英二 (2000) 『日本型』近代国家における公共性『社会学評論 50.4』 pp.524-540.
- 小林正弥 (2014) 「講演: コミュニタリアニズムと公共哲学—その思想と運動」『モラロジー研究』第72号 pp.1-36.
- 小林正弥 (2014) 「コメント: 公共哲学の可能性」『千葉大学特集』第2号 pp.111-125.
- 小林正弥 (2008) 「コメント: コミュニタリアニズムとの関連において」『[特集] コミュニティ・コモンズ・コミュニタリアニズム—千葉大学—公共研究』第3号 pp.80-89.
- 小林正弥 (2010) 『サンデルの政治哲学』 平凡社新書

¹¹⁹ 一ノ瀬 佳也「政治における道德の論じ方: M.J. サンデル著『民主政の不满・公共哲学を求めるアメリカ』(上・下)」『社会科学研究』2013年 p.181

- 小林正弥・広井良典（2010）『コミュニティ公共性・コモンズ・コミュニタリアニズム』勁草書房
- 小川 仁志（2012）『世界一わかりやすい哲学の授業』 php 出版社
- サンデル、マイケル（2011）『民主制の不満— 上・下』小林正弥訳 勁草書房
- サンデル、マイケル（2010）『リベラリズムと正義の限界』菊池理夫訳 勁草書房
- サンデル、マイケル（2010）『民主政の不満—政治における道徳を考える』鬼澤忍訳 勁草書房
- 谷口功一（2011）「サンデル現象からの《共同体》論・再考」『法学セミナー』No. 677 日本評論社 pp.45-57.
- 谷口功一（2011）「サンデル再読解・憲法と法哲学」『[特集]「正義論」への招待』日本評論社 pp.18-32.
- 張寿山（2013）「共同体主義者サンデルの主張する共通善の先にある社会—共通善により運営される社会の実例としての儒教倫理と中国社会—」『明治大学教養デザイン研究論集第 4 号』 pp.19-43.
- Thilly, Frank（2005）『西方哲学史』（葛力訳） 商务印书馆
- 中山伸二（2008）「多文化主義に関する若干の考察—『リベラル・コミュニタリアン論争』以後の政治思想」『行政社会論集 11・4』 pp.186-210.
- 橋本努（2014）「コミュニタリアニズムのために—概念の再規定」『相關社会科学』第 24 号 pp.123-128.
- 広井良典（2008）「コミュニティの中心とコミュニティ政策」『[特集] コミュニティ・コモンズ・コミュニタリアニズム—千葉大学 公共研究』第 3 号 pp.48-72.
- Freeman, Samuel（2013）『Rawls』（张国清訳） 华夏出版社
- 藤本 龍児（2009）『アメリカの公共宗教—多元社会における精神性』NTT 出版社
- 松田素二（2004）「変異する共同体：創発的連帯論を超えて」『< 特集> 共同体という概念の脱/再構築—文化人類学』 pp.247-270.
- 萬田悦生（2011）「マイケル・サンデルと『法の支配』」『Problemata mundi 20』 pp.65-83.
- 森村進（2001）『自由はどこまで可能か』講談社現代新書
- 安元稔（2015）「工業化・都市化と環境破壊：19 世紀イングランド工業都市の疾病と死亡率」 『人口学研究』 p.88
- 山本隆史（1997）『ロールズ—正義の原理』講談社
- 李栄（2008）「明治啓蒙思想における道徳と自由：中村敬字を中心に」 『近代日本研究 25』2008 年 pp.151—162
- ロールズ、ジョン（1979）『正義論』矢島鈞次訳 紀伊國屋書店
- 渡辺幹雄（1982）「バブル」としてのリベラル・コミュニタリアン論争：Michael Sandel, Liberalism and the Limits of Justice, 1982 について」 『山口経済学雑誌 54.2』 pp.271-300.